

## 厚岸町条例第6号

町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

### 町税条例の一部を改正する条例

町税条例（昭和25年厚岸町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第33条の7第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第59条の2中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

第59条の3中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第4項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、

同条第12項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第18項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第19項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」を加える。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

### (固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。